

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

令和三年十月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・八八一号坂中央線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県広島市南区比治山本町一六番一・二号

四 事業地

収用の部分

広島県安芸郡坂町坂東四丁目地内

使用の部分

広島県安芸郡坂町坂東四丁目地内